

「仙台市職員共済組合第3期データヘルス計画推進支援業務委託」評価基準

- ① 各委員の評価は、「5点：特に優れている、4点：優れている、3点：普通、2点：やや不十分、1点：不十分」で採点し、その点数に係数を乗じたものを評価点とする。
- ② 審査委員全員の評価点を合計して、最高得点の者が提出した提案書を「最も優れた提案書」、2番目に高い得点の者が提出した提案書を「次点である提案書」として特定する。
- ③ ②において同点である者が複数いる場合は、審査委員の合議により「最も優れた提案書」及び「次点である提案書」を特定する。

評価項目	評価基準	評価基準点	乗数	配点
業務実績等	過去6年間において、共済組合のデータヘルス計画策定支援もしくは推進支援に係る十分な受託実績があるか。また、特に指定都市職員共済組合など当組合と類似する保険者のデータヘルス計画支援に携わった実績があるか。	5	× 2	20
	過去6年間において、共済組合以外の保険者のデータヘルス計画策定支援もしくは推進支援に係る十分な受託実績があるか。	5	× 2	
実施体制	業務の実施に当たり、信頼できる実施体制が確保されているか、また、当該事業に対して最新の知見を取り入れができる体制が示されているか。業務スケジュールの設定は妥当かつ現実的か。	5	× 2	10
提案内容評価	各種データの分析方法が明確に示されており、分析結果の評価方法は医学的、学術的な根拠に基づいたものか。	5	× 2	60
	単市共済組合という特性を考慮した提案がなされているか、また、本業務の趣旨を理解し、仕様書の内容を提案に反映した有益な内容となっているか。	5	× 4	
	事業者のノウハウを活かした手法・技法が盛り込まれており、かつそれが実現可能な内容となっているか。	5	× 3	
	当該業務への意欲があるか、また新たな提案があるか。	5	× 3	
価格	見積価格の妥当性	10		10
合計				100